

(別添2)

平成30年度 「子どもの事故防止週間」実施要綱

1. 趣旨

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14歳以下の子どもが毎年300人ほど亡くなっている。こうした死亡事故の中には、事故情報の共有を図り保護者等の事故防止意識を高めることや、子どもの安全に配慮された製品の普及等によって防ぐことが可能な事故も多数ある。こうした子どもの事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置した。

「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組の1つとして、共通テーマを設定し、保護者や教育・保育関係者、子ども自身の事故防止意識向上を目的とした周知・啓発を、関係府省庁が連携し重点的に行う、「子どもの事故防止週間」を実施する。

2. 実施期間

平成30年5月21日(月)から5月27日(日)まで

3. 実施主体

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議 構成府省庁(構成員)
内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

事務局：消費者庁消費者安全課

4. テーマ

外出する機会が増える夏期を迎える中で、以下の2つのテーマで、外出時の子どもの事故防止を呼び掛ける

<水の事故の防止> 海、川、湖沼池、プール等での溺水(溺れ)等

<幼児用座席付自転車の事故の防止> 転倒等

5. 実施事項

(1) 関係府省庁

実施主体である関係府省庁は、子どもの保護者や教育・保育関係者、子ども自身の事故防止意識向上を図るために、「子どもの事故防止週間」を実施すること、及びテーマについて、可能な範囲で、以下のような周知・啓発活動を行う

①関係府省庁

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施
- ・ウェブサイト、SNS（Twitter や Facebook）等での情報発信
- ・子どもの事故防止に関する啓発資料（リーフレット等）を活用し、周知・啓発活動を実施
- ・所管する関係団体への周知協力依頼 等

②事務局（消費者庁消費者安全課）

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施
- ・「子ども安全メール from 消費者庁」、「消費者庁 子どもを事故から守る！公式 Twitter」等での情報発信
- ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」を活用した、事故防止の周知・啓発活動を実施
- ・全国各地の地方公共団体の関係部局への周知協力依頼

（2）地方公共団体

消費者庁から周知協力依頼を受けた、都道府県、政令指定都市などの地方公共団体は、「子どもの事故防止週間」の実施やテーマの内容について趣旨理解の上、可能な範囲で以下のような周知・啓発活動を行う

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターの配布や施設内等への貼付
- ・ウェブサイト、SNS（Twitter や Facebook）等での情報発信
- ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の活用
- ・子どもの事故防止に関する行事の実施

（3）関係団体

関係府省庁から周知協力依頼を受けた、関係団体（事業者関連、医療関連、教育・保育関連等）は、「子どもの事故防止週間」の実施やテーマの内容について趣旨理解の上、可能な範囲で以下のような周知・啓発活動を行う

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施
- ・ウェブサイト、SNS（Twitter や Facebook）等での情報発信

以上